

資料番号	地域 3
------	------

令和 4 年 4 月 19 日
課 名 地域政策局中山間地域振興課
担当者 課長 藤谷
内 線 2631

令和 2 年国勢調査結果に基づく過疎地域の追加について

1 要旨

令和 2 年国勢調査結果に基づき、現行過疎対策法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号））の規定による過疎地域として、次の区域が新たに公示された。

公 示 日 令和 4 年 4 月 1 日

公示区域 呉市のうち旧安浦町、廿日市市のうち旧佐伯町

2 現状・背景

(1) これまでの経過等

ア 人口減少や高齢化の加速等により、依然として厳しい状況に直面する過疎地域の持続的な発展を支援するため、令和 3 年 4 月 1 日、令和 12 年度末を時限とする、現行過疎対策法が施行された。

イ あわせて、同法に規定する過疎地域の市町村として、財政力指数が一定の数値以下であって、平成 27 年国勢調査結果を用いて算定した人口減少率等の要件に該当する県内 14 市町が、次のとおり、同日付けで公示された。

〔全域過疎〕 5 市 5 町

府中市、三次市、庄原市、安芸高田市及び江田島市（5 市）

安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（5 町）

〔一部過疎〕 4 市

呉市（旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町及び旧豊町の区域）

三原市（旧大和町及び旧久井町の区域）

尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町及び旧向島町の区域）

廿日市市（旧吉和村及び旧宮島町の区域）

ウ これらを受け、本県では、令和 3 年 8 月、本県過疎地域の持続的発展を図る対策の大綱として、過疎地域持続的発展方針（R 3～R 7 の 5 年間、以下「発展方針」という。）を、関係大臣の同意を得て策定し、以降、各過疎市町においては、発展方針に基づく過疎地域持続的発展市町計画（以下「市町計画」という。）が、それぞれ議会の議決を経て策定された。

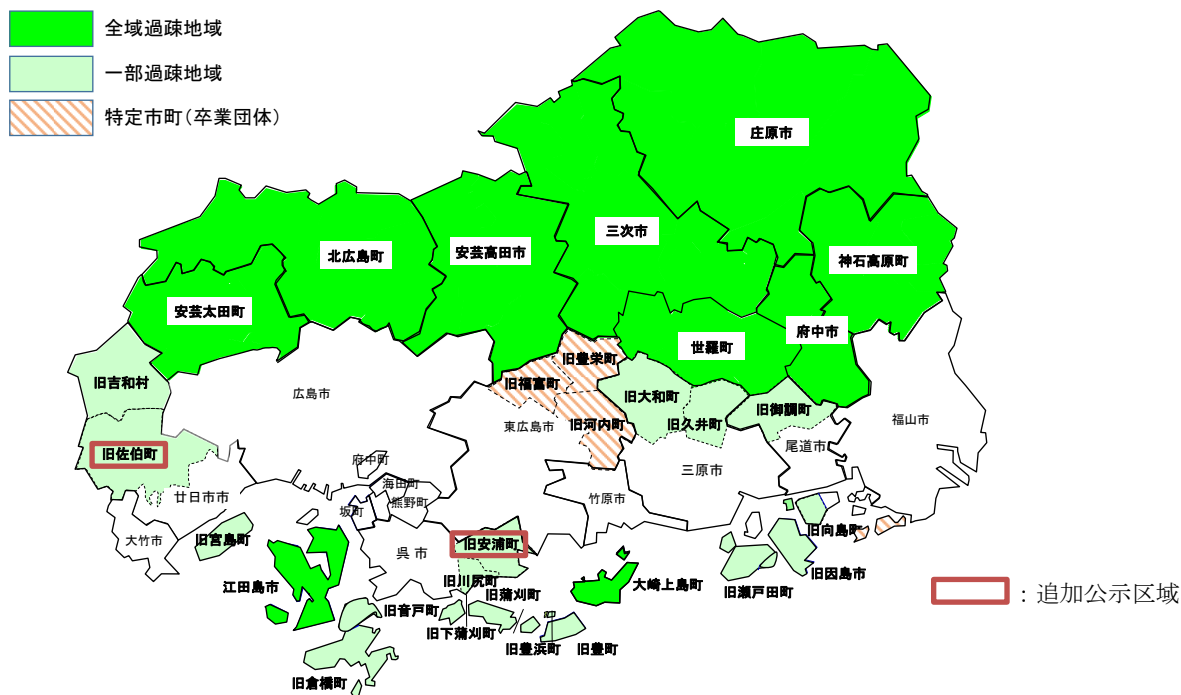
また、同年 10 月には、県が市町に協力して講じようとする措置の計画として、過疎地域持続的発展県計画（以下「県計画」という。）を策定した。

(2) 新たな公示区域

現行過疎対策法の規定により、令和 3 年 11 月に公表された令和 2 年国勢調査結果を用いて算出した要件(※)に該当したもの

(※ H 7～R 2 人口減少率：23%以上（旧安浦町：▲26%、旧佐伯町：▲28%）

追加公示後の本県の過疎地域



人口（R2国調）	面積
331,592人（11.8%）	5485.72 km ² （64.7%）

特定市町（卒業団体）を除く。（ ）は全県に占める割合

3 追加公示を受けた市に係る今後の対応等

(1) 対象者 呉市及び廿日市市

(2) 対応内容

- ア 発展方針 ～ 該当の2市から、区域の追加に伴う新たな記述要望はなかった。このため、主として、令和2年国勢調査結果等を反映した人口等の基礎数値の入替えなどの変更を行う方向で国と調整中である。
- イ 県計画 ～ 追加区域における県事業について精査し、県計画に追記する。

(3) スケジュール

発展方針及び県計画を次のとおり整理し、改定後の内容は別途報告する。

- ア 発展方針 ～ 市町計画の改定が見込まれる6月頃までに改定する。
- イ 県計画 ～ 発展方針改定後、速やかに改定する。

(4) 予算（国庫・単県）

－円

4 その他（関連情報等）

本県の中山間地域の範囲を、現行過疎対策法の規定を引用して定義する広島県中山間地域振興条例（平成25年条例第44号）の規定の一部を改正する。

（6月議会に上程予定）